

岩手県告示第216号

福祉の里センター条例（平成4年岩手県条例第17号）第6条第2項の規定により、岩手県立福祉の里センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1から表3までに掲げる額（多目的ホール又は会議室等を使用する場合において附属の設備を使用するときにあつては、表1又は表2に掲げる額に表4に掲げる額を加算した額）

表1 多目的ホールの利用料金

区 分		利用料金	
		貸切使用	個人使用
		1時間までごとに	1人4時間までごとに
入場料等を徴収しない場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	円 700	円 60 (10人以上の団体の場合にあつては、1人4時間までごとに30円)
	その他の催しに使用する場合	3,560	
入場料等を徴収する場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	1,440	
	その他の催しに使用する場合	興行として行うものでない場合	5,360
		興行として行うものである場合	10,720

備考 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

表2 会議室等の利用料金

区 分	単 位	利用料金
会議室	1時間までごとに	円 460
研修室A	1時間までごとに	290
研修室B	1時間までごとに	210
研修室C	1時間までごとに	460
研修室D	1時間までごとに	210
大広間1	1時間までごとに	210
大広間2	1時間までごとに	210
大広間3	1時間までごとに	210
工芸室	1時間までごとに	340

表3 宿泊室の利用料金

単 位	利用料金	
	心身障害者及びその介護を行う者、65歳以上の者並びに小学校児童及び中学校生徒	その他の者
1日までごとに	370円	690円

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

2 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

表4 附属の設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金	
		社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催しに使用する 場合
放送設備（屋外用）	1式1時間までごとに	円 223	円 570
机	1台5時間までごとに	30	70
椅子（1人用）	1脚5時間までごとに	20	40
16mm映写機（スクリーン付き）	1式1時間までごとに	30	70
スライド映写機（スクリーン付き）	1式1時間までごとに	50	103
茶道具セット	1式1時間までごとに	70	124
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	30	
バレーボール用具	1式1時間までごとに	30	
バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	
卓球用具	1式1時間までごとに	50	
ゲートボール用具	1式1時間までごとに	50	
アキュラシー用具	1式1時間までごとに	30	
インディアカ用具	1式1時間までごとに	30	
オリエンテーリング用具	1式1時間までごとに	30	
グラウンドゴルフ用具	1式1時間までごとに	30	
クロリティー用具	1式1時間までごとに	30	
ゲートゴルフ用具	1式1時間までごとに	30	
シャフルボード用具	1式1時間までごとに	30	
ソフトバレーボール用具	1式1時間までごとに	30	
ターゲット・バードゴルフ用具	1式1時間までごとに	30	
ディスクゴルフ用具	1式1時間までごとに	30	
トランポボックス用具	1式1時間までごとに	30	
ピロポロ用具	1式1時間までごとに	30	
ビーンボウリング用具	1式1時間までごとに	30	
フリーテニス用具	1式1時間までごとに	30	
フリーブロー用具	1式1時間までごとに	30	
ペタンク用具	1式1時間までごとに	30	
ボックスホッケー用具	1式1時間までごとに	30	
ユニカール用具	1式1時間までごとに	30	
ローンボウルス用具	1式1時間までごとに	30	

2 利用料金の適用年月日

令和6年4月1日